

令和6年第5回

瑞浪市議会定例会議案資料
(委員会提案)

令和6年11月27日

目 次

発議第 6 号 瑞浪市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について……………	1
---	---

発議第6号 瑞浪市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

【制定趣旨】

市議会での議論を深めるため、質疑回数2回の制限に係る事項について本規則を改正する。

【改正内容】

本会議における議案質疑について、質疑の回数制限を取り消すための所要の改正

【施行日】

本規則の施行日は、公布の日とする。

【新旧対照表】

新	旧
第1条～第55条 （略） （質疑の回数）	第1条～第55条 （略） （質疑の回数）
第56条 <u>質疑の回数は、制限しない。ただし、議長は、必要があると認めるときは、質疑の回数を制限することができる。</u>	第56条 <u>質疑は、同一議員につき、同一議題について2回を超えることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。</u>
2 <u>議長の定めた回数の制限について、出席議員4人以上から異議があるときは、議長は、討論を用い</u> <u>ないで会議にはかって決める。</u>	
第57条～第168条 （略）	第57条～第168条 （略）